平成２３年（フ）第３１３号
新潟県五泉市旭町３番45号　旭マンション511号、申立時の住所新潟市秋葉区新保60番地３
債務者　加藤　正治
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４２５号
新潟市東区中島２丁目１番27―708号
債務者　小柴千代子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１９号
新潟県新発田市上中沢245番地
債務者　佐藤　　努
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１２０号
新潟県新発田市上中沢245番地
債務者　佐藤　紀子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１２７号
新潟県胎内市富岡59番地
債務者　伊原英雄こと　李　　英雄
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１２８号
新潟県胎内市富岡59番地
債務者　伊原　英寿
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１３２号
新潟県村上市岩船下浜町３番38号、住民票上の住所新潟県村上市岩船下浜町４番12号
債務者　松本　裕美
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１３３号
新潟県新発田市五十公野6126番地８
債務者　中村　宣子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第１３５号
新潟県新発田市東新町４丁目４番28号
債務者　渋谷　辰昭
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第４１２号
和歌山市八番丁８番地　城北団地５―55号
債務者　マティニーこと　古久保ち秋
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４４７号
和歌山市中之島936番地　若草マンション132号
債務者　川村　悦子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４５９号
和歌山市井辺61番地
債務者　井辺雪子こと　井邊　雪子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４６７号
和歌山市岩橋1523番地の５
債務者　西村　美雪
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４７０号
和歌山市友田町２丁目23番地
債務者　スナックみち香こと　太田　道香
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１３３号
山口県宇部市大字妻崎開作1967番地８、旧住所東京都大田区西糀谷４丁目20番１―102号
債務者　丸山　　登
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２８５号
香川県高松市宮脇町２丁目10番75　ベルペント裕203号室
債務者　宮﨑　美恵（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３２８号
香川県高松市藤塚町１丁目７番16号
債務者　夏目　典晃
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３３１号
香川県高松市庵治町1009番地２
債務者　角田佳壽子（旧姓谷川）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで　高松地方裁判所破産・再生係